

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（基本サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

なお、一定以上の所得のある方は、サービス利用料金の2割又は3割の額をご負担いただきます。

【基本報酬】 従来型多床室 (単位)

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	603	672	745	815	884

【加算項目】 \*ご契約者全ての方に算定する加算

サービス内容	単位	算定要件
看護体制加算(Ⅱ)	8/日	看護職員の数、常勤換算方法で、規程数より1以上であること
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15/日	夜勤を行う介護職員の数に1を加えた数以上であること 加えて看護師又は介護福祉士等を1人以上配置し喀痰吸引等業務等の登録を受けていること
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日	介護福祉士の割合が常勤換算方法で60%以上 勤続10年以上の介護福祉士が全体の35%以上 サービスの質の向上に資する取組を実施していること
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員等の処遇改善の為キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件への一定以上の取り組みがある場合に加算 1月の総単位数に14.0%を乗じて算定

\*該当する対象者のみに算定する加算

サービス内容	単位	算定要件
送迎加算	184/回	送迎を行うことが必要と認められるご契約者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う場合に加算
長期利用者提供減算	30/日	連続して30日を超えて当該サービスに入所している場合に減算
療養食加算	8/回	医師が発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合1日につき3回を限度
緊急短期入所受入加算	90/日	ご契約者の状態や家族等の事情より、緊急に指定短期入所生活介護を受ける事が必要と認められた場合に加算 (利用日から起算して7日限度)*やむを得ない場合、14日限度
看取り連携体制加算	64/日	看護職員により病院、診療所等と24時間連絡できる体制を確保していること。利用開始の際に、利用者又は家族等に対して看取り期における対応方針の内容を説明し同意を得ている場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として算定

\*職員の配置状況等により、対象となる加算が変動する事がありますのでご了承下さい。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供に要する費用

・食費は1日1,637円を朝=352円、昼食=679円、夕食606円の一食ごとに分け、実際に要した食数で精算します。なお、おやつ代は昼食に含まれます。

・負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

(単位：円)

1日あたり	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供にかかる費用	1,637	300	600	1,000	1,300

②居室に要する費用（室料及び水道光熱費）

・居室の位置、種類等のご意向は承りますが、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望にそえない場合もあります。ご契約者の心身の状況を考慮し、当施設で居室の位置、種類等を選定させていただくことを原則とします。

・負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

(単位：円)

1日あたり	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
居住費	多床室	915	0	430	430	430
	個室	1,231	380	480	880	880